

県を退職した農業技術者を市民農園等の栽培指導者として紹介します

～ シニア農業技術ボランティア ～

近年、直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者、市民農園を利用する一般県民等が増えており、こうした人々に対して栽培指導を行う指導者の確保に対する要望が高まっています。このため、県では、県を退職した農業技術者を「シニア農業技術ボランティア」(以下「ボランティア」という。)として登録し、地域の依頼に応じて紹介しますので、ぜひご利用ください。

1 「ボランティア」について

農業技術の普及業務に従事した経験を有する県職員退職者であって、農産物直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者、市民農園を利用する一般県民等のグループに対する基礎的な栽培技術の指導に取り組もうとする者を「ボランティア」としてボランティア名簿に登録し、地域の依頼に応じて、適任者を紹介します。

現在は県職員退職者52名が登録されています。

2 依頼受付時期

平成20年4月7日(月)から

3 指導内容について

農産物直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者、市民農園を利用する一般県民等に対する基礎的な栽培技術とします(指導分野:作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料等)。

4 紹介について

(1) ボランティアを依頼する場合は、最寄りの農林水産事務所農業改良普及課に紹介依頼書を提出してください。農林水産事務所農業改良普及課が依頼を受け、適任者を選定して紹介します。なお、依頼が多数で対応しきれない場合は調整させていただくことがあります。

ボランティア紹介依頼書は、農林水産事務所農業改良普及課または愛知県農林水産部農業経営課ホームページで入手できます。

(2) 依頼者は紹介を受けた後、直接本人と具体的な活動内容等について調整を行うものとします。

(3) ボランティアの活動は、原則として無報酬としますが、交通費や教材・資材等の実費は依頼者の負担とします。

(参考) 各農林水産事務所農業改良普及課の管内ごとのボランティア名簿登録者 (人)

農業改良普及課 管内(略称)	尾張	海部	知多	西三河	豊田 加茂	新城 設楽	東三河	田原	県外	計
登録者数	10	3	3	13	6	3	11	1	2	52

「シニア農業技術ボランティア」設置要領

1 目的

近年、直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者や市民農園を利用する一般県民等が増えており、こうした人々に対して栽培指導を行う指導者の確保に対する要望が高まっている。このため、県を退職した農業技術者を「シニア農業技術ボランティア」(以下「ボランティア」という。)として登録し、地域の依頼に応じて、適任者を紹介する。

2 活動内容

ボランティアの行う指導は、農産物直売所向けに農産物を生産する農村女性・高齢者、市民農園を利用する一般県民等のグループに対する基礎的な栽培技術とする。

3 ボランティア名簿の登録及び管理

- (1) 農業技術の普及業務に従事した経験を有する県職員退職者であって、ボランティアとして活動に取り組もうとする者は、別に定める登録書を農業経営課に提出する。
- (2) (1)により登録書の提出があった場合、農業経営課はシニア農業技術ボランティア名簿(以下「ボランティア名簿」という。)に登録する。なお、名簿登録者から登録辞退の申し出があった場合は、ボランティア名簿から登録者を削除する。
- (3) 各農林水産事務所農業改良普及課(以下「農業改良普及課」という。)が、地域の依頼に応じてボランティアを栽培指導者として紹介する場合に活用できるよう、農業経営課は、ボランティア名簿を農業改良普及課に送付する。
- (4) 農業経営課及び農業改良普及課は、このボランティア名簿を1の目的以外に使用してはならない。

4 ボランティアの紹介

- (1) 農業改良普及課は、管内の市町村、団体、グループから、ボランティアの紹介について依頼があった場合、ボランティア名簿から適任者を選定し、本人の同意を得た上で依頼者に紹介する。なお、依頼が多数の場合には、農業改良普及課で調整を行う。
- (2) ボランティアは、具体的な活動内容等について依頼者と直接調整を行う。

5 その他

- (1) ボランティアは、原則として無報酬とする。
- (2) ボランティアは、安全に配慮して活動するとともに、万一の事故等に備えて社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

附則 この要領は、平成20年4月7日から適用する。

「シニア農業技術ボランティア」依頼規程

1 趣旨

この規程は、シニア農業技術ボランティア設置要領に基づく、シニア農業技術ボランティア（以下「ボランティア」という。）の依頼に関し、必要な事項を定める。

2 ボランティアの依頼

市町村、団体、グループがボランティアを依頼する場合は、所管する農林水産事務所農業改良普及課に別紙様式を提出する。なお、依頼が多数の場合は、農林水産事務所農業改良普及課で調整を行う。

3 依頼者の責務

- (1) 依頼者は、農林水産事務所農業改良普及課からの紹介を受けた後、直接ボランティアと具体的な活動内容等について調整を行う。
- (2) ボランティアの活動に要する交通費、教材・資材費、保険料等の実費は依頼者の負担を原則とする。
- (3) 依頼者は、ボランティアの活動に伴って発生した事故等について一切の責任を負うものとする。

附則 この規程は、平成20年4月7日から適用する。

平成 年 月 日

農林水産部農業改良普及課長殿

申請者

代表者名

住 所

電話番号

ファクシミリ

E-mail

「シニア農業技術ボランティア」紹介依頼書

「シニア農業技術ボランティア」依頼規程に基づき、シニア農業技術ボランティアを紹介してください。

グループ名等	(1) 名 称 (2) 人 員 (3) 農家・非農家の別 農家 名 非農家 名
指導希望内容	(いずれかの分野に 印をつけてください(複数可。)) 作物(稲、麦、大豆等) 野菜 花き 果樹 畜産 病害虫 土壌・肥料 その他()
	(いずれかの方法に 印をつけてください(複数可。)) 講演 講義・講習 実習 その他()
	(具体的な指導希望内容を記入してください。)
地 域	(主な指導場所の市町村名を記入してください。)
時期・時間	(希望する時期・時間等について具体的に記入してください。)
その他、希望がありましたら記入してください。	